# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和 5 (2023) 年 4 月 26日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

## ■全体会議

## 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「今週末からゴールデンウイークということで、最長9日間休みとなる。警察職員はなかなか9日間とはいかないかもしれないが、4月の異動期からかなり緊張した状態でーか月を過ごしてきたと思うのでしっかりと休養して欲しい。今年のゴールデンウイークはコロナによる行動制限がないということで、多くの人が移動すると予想されているが、実際に街を歩いていて人の活気が戻り、開放感のようなものを感じる。そのような中で心配されるのは、やはり交通事故である。先日も残念ながら死亡事故があったが、どうしても移動の頻度が高くなれば事故の頻度も高くなる。併せて、飲酒の機会が増加することによるトラブルも心配されるので、これまで同様、パトロール等による見える活動により、事件・事故の抑制に努めて欲しい。

また、ある研究者の方が、コロナ感染拡大のピークが連体明け2週間ころの5月末に来るのではないかという話をしていた。当県では6月に植樹祭があるが、この時期に警察職員が感染し数日間待機となると業務上の支障が大きいので、業務上だけではなく私生活においても、十分感染防止対策に配意して欲しい。

さらに、警衛に関わるものとして、昨日午後、広島駅で不審物騒ぎがあった。警備に 万全を期していたからこそ発見されたのかどうか分からないが、同様の事態は当県でも 起こりうるのではないかと感じた。植樹祭に向けて様々シミュレーションする等して対 策を練っていると思うが、緊張感を持った取組を進めて欲しい。」

旨の発言があった。

## 【警務部議題】

○ 若手警察職員インターンシップ制度の施行について

警察本部から、「若手警察職員インターンシップ制度の試行について報告する。試行する制度の目的、概要、方針等については、短期的な目標を若手警察職員の執行力と取組意欲の向上、中長期的な目標を県警察全体の執行力と事案対応能力の向上として、若手の警察官と一般職員の適格者をメンター、採用後5年未満の若手警察官と一般職員をインターンとして個別・続的な指導を通じて、メンターとインターン双方の取組意欲や執行力の向上を図ることをねらいとしている。県警察では、事件・事故の取扱件数の減少、若手職員

のコミュニケーション能力不足やプライベート優先意識の高まり、法令改正やOA化等に伴う新規業務や高度な専門性を求められる業務の発生等の要因で、若手の育成環境は非常に厳しい状態が続いている。今回の試行の特徴としては、6年度当初の制度の本施行を視野に、本部警務課が施策の推進状況をコントロールすること、メンターとインターンの指定制によって双方に育成指導が継続的に行われるという意識付けを行うこと、地域警察官個人の執行力向上を通じて地域部門の執行力を上げるスキームを明確化したこと、県警察の予算や出納という重要業務を支える警察事務職員の育成スキームを取り込んだことが挙げられる。5月から試行を開始し、8月末と来年2月末にアンケートを実施した上で、本部に設置するワーキンググループで効果検証や改善策の検討を行うこととしている。

インターンシップのコースについては、地域部門マイスターコース、専務部門ホープコー ス、会計部門ホープコースの3コースで構成している。地域マイスターコースは、自分が 担当する管内の治安事象を正確に把握して対処するという従来の「受持ち責任」をしっか り果たす力を修得させること、地域専務ともいえる「ザ・お巡りさん」の育成の2つの要 素を併せ持っている。具体的には、地域住民が不安を感じている問題や警察として解決す べき治安事象、例えば、近隣トラブルを起こし続けている認知症の独居老人、歩車道の区 別のない危険な通学路、夜間の騒音苦情が多い駐車場などといった警察の対応が求められ る治安事象に関する情報を、インターンが巡回連絡等の活動を通じて聞き出して把握し、 メンターやアドバイザーの指導を受けながら、自ら解決策を起案して実行し、解決してい くというもので、地域住民や関係機関、行政との連携を図ることを含め、治安事象を根本 から完全解決を図ることを目標とするものである。推進に当たっては、最終目標だけを示 すのではなく、プロセスを踏んで段階的な目標を設定していくことが求められる。また、 インターンだけでなく、指導側のメンターやアドバイザーにも執行力向上に不断の取組が 求められるもので、メンターには同じ交番の巡査部長や交番所長だけでなく、地域の実態 把握や問題解決能力に秀でたベテラン駐在所長を当てることも可能である。定年延長によ り、ベテラン警察職員の経験の有効活用が求められていくところ、ベテラン地域警察官を いわば「マイスター」としてメンターに指定することで、ベテランのやる気を引き出し、 地域部門を活性化させることも副次的なねらいとしている。専務部門ホープコースは、高 い指導教養効果を得ることを目的に、インターンを唯一立候補制としており、専門的知識 と相応の執行力が求められる事件や事故の捜査への継続的な個別指導を通じて、意欲があ り、将来枢要ポストでの活躍が期待される若手警察官を発掘し、執行力を向上させる。そ の際、若手警察官を単に特定の専務分野のみ経験させるのではなく、各専務分野において バランス良く経験を積んでもらうことにより、早期専務登用を通じた早期昇任とともに、 将来的な若手の指導育成にも対応できるようにすることをねらいとしている。他方、メン ター側にも、指導育成を通じた執行力や昇任意欲の向上を図ることで、交番の巡査部長や 警部補として若手警察官を指導する地域実務指導者の人数を増やすという指導教育体制の 強化を図り、インターンがメンターになる好循環を作ることもねらいのひとつとしている。 会計部門ホープコースは、若手警察事務職員の執行力の底上げという短期的なねらいに加 えて、将来予算係や指導監査係といった枢要ポストでの活躍が期待できる人材育成という 目的を併せ持っている。試行期間中は、例えば、採用後に警察署会計課での勤務経験のな い若手職員を、拾得物取扱いの多い盛岡東署や西署の会計課に派遣して研修に当たらせる

こととしているが、進捗状況によっては、長年にわたって導入が検討されてきた、会計部 門のエキスパートを育成するための特別研修員制度新設に向けた本部会計課での短期研修 にも着手したいと考えているところである。

ワーキンググループは、幅広な検討を行うことを目的に、女性職員の活躍や男性職員の育児参加を検討し施策提言をしている"チームwhite"のメンバー12人も構成メンバーとしている。若手女性職員について、出産・育児といったライフイベントに直面してもキャリアを積んでいけるよう、例えば、早期に現場で専務経験を積むなどキャリアアップ方策について積極的に提言を求めたい。ワーキンググループでは、現在実施中の若手警察官育成施策である、専務係登用希望者に留置管理部門を経験させる登竜門制度、昇任試験に合格した専務係経験者を2年間地域課に配置して若手地域警察官の指導に当てる地域実務指導制度のほか、組織構成や人事異動等の在り方についても、見直しや整合を含めた総合的な検討を行うこととしている。

先に開催した本部内の庶務担当課長等会議では、「試行に当たっては目標を絞り込んで 明確に示し理解させる必要がある」との意見が出されたところであり、各所属で円滑に推 進できるよう、質問や不安については、全所属で共有するなど、適切な運用に努めていく。」 旨の報告があった。

### 《 委員質疑 》

「これまでも様々な研修があったと思うが、今回のものは従来やってきた研修とは 別に実施するものか。」

#### →本部説明

「そのとおり、これまでの研修とは別に新たな制度を設けて若手職員を対象に実施するものである。」

#### 《 委員質疑 》

「この制度は岩手県オリジナルのものか。」

#### →本部説明

「そのとおりである。これまでこのようなメンター制度はなかったが、署長の裁量等により専務係の下で様々指導を受けたりといった事実上の運用はあったが、制度としてしっかりと実施するのは今回が初めてであり、岩手オリジナルとなる。」

## 《委員発言》

「良い制度だと思うので、是非頑張っていただきたい。」

## 《 委員質疑 》

「昨年度実施された業務量が多い所属での短期間留学制度と併存して実施するというものか。」

## →本部説明

「留学制度も良い制度であるので併存するが、今回の制度はさらに同じ警察署の中で地域課員が専務指導員の指導を受け、知識を得ながら総合的な力や執行力を向上させる、事案対応能力を向上させるというものであるが、会計課の場合は盛岡東署や盛岡西署に赴くという点で留学制度と似ているものとなる。」

#### 《委員質疑》

「今回の制度は同一署となるのか。小規模の署では実施しにくいのではないか。」

#### →本部説明

「そのとおり、同じ署の中で地域部門に従事している者が、事案対応する際に、様々な専務経験のある者から指導を受けることができるような運用を考えているが、小規模署は人数も限られるので、メンターがあまり過度な負担にならないようにしなければならない。」

#### 《委員発言》

「初年度で今後見直しも掛けていくと思うが、少し年上の先輩がいると人の成長にとって非常に良いと思う。憧れの先輩やこの人を超えたいという目標としては 5 歳位の差がちょうど良い。先輩も指導することで自分の勉強にもなり、まとめる能力がついたり、行き届かないところが目についてくるようになる。また、自分は自分で上の人の下に入り、上も下も見える状態になり、切磋琢磨するのに役立つと思う。」

#### 《委員質疑》

「期間はどのくらいなのか。」

#### →本部説明

「2月末まで施行期間として実施し、令和6年度から本施行というスケジュールで考えている。この間、ワーキンググループやアンケートにより、試行錯誤しながら制度の見直しを図っていく。」

## 《委員発言》

「ベテランや退職された方をこのような人材育成の場に活用するという点は良いと思う。ある程度ポジションを持った者が、高いモチベーションを保ちながら長く勤務するためには、自分のスキルを活用できる働き方がやりがいとして感じられると思う。また、インターンシップを受ける側にもぜひ選ばれたいとの価値を見いだすことができるような形でできれば良いと思った。足りない部分があって特別に指導を受けるという感覚ではなく、さらに上を目指したいからぜひ指導を受けたいという意識を持って選ばれた方が伸び方が違うと思う。良い制度だと思うので、制度や選ばれた意味をしっかりと理解させることが大事である。」

### →本部発言

「専務部門の応募者は立候補制であるが、それ以外のコースでも、それぞれのコースの意味をしっかり理解させ、やりがいを感じる制度にしていきたい。特に地域部門においてはベテランの経験というのが非常に貴重であるので、高いモチベーションを持って指導してもらいたいと考えている。」

#### 【生活安全部議題】

## ○ 専決事務処理状況(令和5年1月~3月)について

警察本部から、「風営適正化法関係のうち、「営業の許可、遊技機の検定・認定等」が 前年同期から減少している。これは遊技機の認定申請件数が減少したことが主な要因とな る。「風俗営業の変更承認等」の件数も減少しているが、役員や管理者の住所変更や構造 設備を変更した場合等に行う変更届出が減少したもの。

警備業法関係のうち、「資格者証、合格証明書の交付等」の件数が増加しているが、講習会の開催時期が異なったことにより専決処理件数の計上期にずれが生じたもので、特異

なものではない。

質屋・古物営業法関係のうち、「古物営業の許可等」の件数が増加しているが、古物営業の新規許可申請や仮設店舗営業届の件数が増加したもの。

銃刀法関係のうち、「銃砲所持許可の更新等」の件数が減少しているが、これは時期に よる変動もあるものの、猟銃の丁数が次第に減少しているもの。

火取法関係のうち、「運搬届、猟銃用火薬類の譲受・譲渡許可等」の件数が減少しているが、これは工事等に使用する火薬類を運搬するための運搬届が減少しているためで、復 興関連工事の減少が要因として考えられる。」旨の報告があった。

## 【刑事部議題】

○ 刑法犯認知・検挙状況について(令和5年3月末暫定値)について

警察本部から、「はじめに、刑法犯総数は認知件数・検挙件数・検挙人員は全国・管区内及び本県とも全て増加しており、検挙率は、全国・管区内及び本県とも全て減少している。次に、本県の重要犯罪については、認知件数13件で前年比+4件、検挙件数は18件で前年比+5件、検挙率は138.5%で前年比-5.9ポイント、検挙人員14人で前年比+5人となっている。次に、本県の重要窃盗犯については、認知件数は57件で前年比±0件、検挙件数は49件で前年比+15件、検挙率は86.0%で前年比+26.4ポイント、検挙人員は20人で前年比+5人となっているが、検挙件数の増加については、侵入窃盗(空き巣)の増加が主な要因となる。最後に、本県の特殊詐欺及び侵入窃盗(住宅対象)について、特殊詐欺は認知件数、検挙件数が減少しており、住宅対象侵入窃盗は検挙件数、検挙率、検挙人員が増加、認知件数が減少している。引き続き、未検挙事件について、鋭意、捜査を継続していく。」旨の報告があった。

## 《委員発言》

「重要犯罪の検挙率が全国 1 位ということだが、結果として出てくることは、本当 に誇らしく、やりがいのあることだと思う。引き続き事件解決に向け努力していた だきたい。」

### 【交通部議題】

○ 「令和5年春の全国交通安全運動」の実施について

警察本部から、「「春の全国交通安全運動」については、例年4月に実施されているところ、本年は統一地方選挙の実施に伴い、5月11日木曜日から同月20日土曜日までの10日間で実施されることとなった。また、期間最終日の5月20日は「交通事故死ゼロを目指す日」となっている。運動の重点は、子どもを始めとする歩行者の安全の確保、横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底の3点で、「運転はゆとりとマナーの二刀流」をスローガンに運動が実施される。運動期間中においては、横断歩行者事故等を防止するため、運転者の安全運転意識を高める目立つ街頭活動を推進するほか、歩行者には、手を上げるなどの合図により、運転者に対して横断する意思を明確に伝える「ハンド・コミュニケーション」や道路横断の基本である「止まる・見る・待つ」の実践について、交通安全指導を推進していく。また、可搬式速度自動取締装置を活用した生活道路等での取締りや、分析に基づいた飲酒運転の取締りなど、効果的な交通指導取締りを推進していく。

運動期間中の主な行事については、初日の5月11日、岩手県庁駐車場において開始式及び街頭啓発活動を実施する予定。また、各警察署において、黄色い羽根配布活動などの広報啓発活動を計画している。さらに、5月は自転車の安全利用推進期間でもあるので、「春の全国交通安全運動」の期間中においても、自転車利用者の安全意識の高揚につながる啓発活動を推進していく。特に、全ての年齢層の自転車利用時のヘルメット着用については、街頭指導や広報活動を推進しているところであるが、運動期間中は更に街頭での活動を強化し、自転車利用とヘルメットの着用がセットであるという気運を醸成していく。」旨の報告があった。

#### 《委員発言》

「おそらく、小学生は4月に交通安全教室が行われたと思うが、子供たちの自転車利用が増えると思う。高校生や中学生も対外試合等への移動で利用が増えてくる。 ぜひこの運動期間を利用して広報活動を推進し、ヘルメット着用について周知徹底する機会として欲しい。」

## 【警備部議題】

○ 天皇皇后両陛下の「第73回全国植樹祭」への御臨場及び地方事情御視察の行幸啓警衛の 実施に伴う援助要求について

警察本部から、「援助要求の事由は、天皇皇后両陛下の岩手県行幸啓に伴う警衛の万全を期すため、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察職員の援助要求を要請するものである。」旨の説明があり、決裁した。

## ■個別会議

〇 監察課

第40回危険業務従事者叙勲勲章伝達式における公安委員長の対応の説明、決裁

〇 運転免許課

免許取消等処分関係で意見の聴取結果等の説明、決裁

〇 生活安全企画課

生活安全部専決事務処理状況(令和4年第1四半期)資料の一部訂正についての報告

〇 交通企画課

運転免許取消処分の取消しを求める審査請求の審理結果についての説明、決裁

総務課

公安委員会あて苦情の処理2件についての説明、決裁